2　弁済の方法
⑴　弁済額
清算株式会社は、その資産から公租公課その他一般の優先権がある債権等会社法第515条第３項括弧書内記載の債権（将来に発生が見込まれる債権を含む。）の額を控除した残額を弁済原資とし、優先協定債権者に対し、弁済原資を各優先協定債権者が有する協定債権の特別清算開始決定日の前日現在の残高で按分した金額相当の金員（１円未満の端数は切り捨て）を、協定認可決定確定後７日以内に弁済する。
⑵　支払方法
ア　本協定に基づく弁済は、清算人代理弁護士事務所（東京都千代田区内幸町二丁目１番４号日比谷中日ビル６階三宅坂総合法律事務所）において行う。ただし、優先協定債権者が清算株式会社に対して協定認可決定確定日までに特定の銀行口座への振込送金を文書で求めたときは、清算株式会社はその指定口座宛に協定債権者の費用負担で振込送金するものとする。
イ　優先協定債権者のうち、協定認可決定確定日までに特定の銀行口座への振込送金を求める文書を清算株式会社に提出せず、かつ協定認可決定確定後７日を過ぎても上記アの弁済場所において弁済金を受領しなかった者に対しては、清算株式会社は弁済金を東京法務局に供託する。
3　協定債権の放棄
⑴　優先協定債権者
優先協定債権者は、本協定に基づく弁済を受けるのと同時に、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑵　劣後協定債権者
劣後協定債権者は、協定認可決定確定日に、各協定債権全額につき、その債務を免除する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０５４号

東京都港区南青山３丁目１番30号
清算株式会社　株式会社ビー・２１
代表清算人　中嶋　公明

1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　定義
協定債権者から杲田恭平、杲田慶子、杲田康平、青木邦子及び佐野友美を除いた者を「優先協定債権者」という。
協定債権者のうち杲田恭平、杲田慶子、杲田康平、青木邦子及び佐野友美を「劣後協定債権者」という。
2　弁済の方法
⑴　弁済原資
協定債権の弁済原資は、下記アの総額から下記イの総額を控除した残額とする。
ア　清算株式会社の資産
㋐　清算株式会社が、平成25年４月15日付け株式譲渡等に関する契約に基づき、Ａｓ―ｍｅエステール株式会社（東京都港区虎ノ門四丁目３番13号）に対して譲渡した株式会社ブルーム二一（東京都港区虎ノ門四丁目３番13号）の株式200株の譲渡代金（但し、同契約所定の代金減額事由が発生した場合は当該減額後の額）
㋑　その他清算株式会社の換価可能な資産を換価して得た代金から換価費用を控除した金員
イ　優先債権等
㋐　清算株式会社が、清算株式会社の在庫商品に対して集合動産譲渡担保権を有する担保権者４名との間で締結した各合意書に基づいて支払った担保権抹消料
㋑　清算株式会社が、清算株式会社の差し入れた敷金、保証金又は預託金に対して質権を有する質権者２名との間で締結した各合意書に基づいて支払った担保権抹消料
㋒　清算株式会社が株式会社ブルームインターナショナルに対して平成25年２月１日から同年５月７日までの間に商品仕入業務を委託したことにかかる業務委託料
㋓　消費税、法人税、源泉所得税、社会保険料（厚生年金及び健康保険）、労働保険料（障害者雇用納付金を含む）その他の公租公課、その他一般の優先権がある債権等会社法第515条第３項括弧書内記載の債権（将来に発生が見込まれる債権を含む。）
㋔　平成25年５月７日をもって清算株式会社を退職した従業員（株式会社ブルーム二一に転籍した従業員を含まない。）に対する退職金
㋕　清算人代理、弁護士、公認会計士及びフィナンシャルアドバイザーに対する報酬
㋖　その他清算株式会社の清算事務遂行に要する一切の費用
⑵　弁済額
清算株式会社は、優先協定債権者に対し、上記⑴の弁済原資を各優先協定債権者が有する協定債権の特別清算開始決定日の前日現在の残高で按分した金額相当の金員（１円未満の端数は切り捨て）を、協定認可決定確定後７日以内に弁済する。
⑶　支払方法
ア　本協定に基づく弁済は、清算人代理弁護士事務所（東京都千代田区内幸町二丁目１番４号日比谷中日ビル６階三宅坂総合法律事務所）において行う。ただし、優先協定債権者が清算株式会社に対して協定認可決定確定日までに特定の銀行口座への振込送金を文書で求めたときは、清算株式会社はその指定口座宛に協定債権者の費用負担で振込送金するものとする。
イ　優先協定債権者のうち、協定認可決定確定日までに特定の銀行口座への振込送金を求める文書を清算株式会社に提出せず、かつ協定認可決定確定後７日を過ぎても上記アの弁済場所において弁済金を受領しなかった者に対しては、清算株式会社は弁済金を東京法務局に供託する。
3　協定債権の放棄
⑴　優先協定債権者
優先協定債権者は、本協定に基づく弁済を受けるのと同時に、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
⑵　劣後協定債権者
劣後協定債権者は、協定認可決定確定日に、各協定債権全額につき、その債務を免除する。
4　追加弁済
⑴　追加弁済の方法
清算株式会社は、第２項に基づく弁済後、清算株式会社に新たな資産が発見又は回収されたときは、速やかにこれを換価し、優先協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額について、各優先協定債権者が有する協定債権の特別清算開始決定日の前日現在の残高で按分した金額相当の金員（１円未満の端数は切り捨て）を、換価終了後７日以内に弁済する。この場合においては、当該優先協定債権者が第３項により行った債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。
⑵　追加弁済が行われない場合の協定債権者に対する通知
清算株式会社は、追加弁済を行うことができないことが判明したときには、速やかに各優先協定債権者に対してその旨を通知する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

平成２５年（ヒ）第２０５５号

東京都港区南青山３丁目１番30号
清算株式会社　株式会社ビー・ミング
代表清算人　中嶋　公明
1　決定年月日　平成25年９月24日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　弁済の方法
⑴　弁済原資
協定債権の弁済原資は、下記アの総額から下記イの総額を控除した残額とする。
ア　清算株式会社の資産
㋐　清算株式会社が、平成25年４月15日付け株式譲渡等に関する契約に基づき、Ａｓ―ｍｅエステール株式会社（東京都港区虎ノ門四丁目３番13号）に対して譲渡した株式会社ブルーミング（東京都港区虎ノ門四丁目３番13号）の株式200株の譲渡代金（但し、同契約所定の代金減額事由が発生した場合は当該減額後の額）